

平成30年度 第1回 野田市公契約審議会

○日 時 平成30年11月5日（月）
午前10時から

○場 所 市役所2階 中会議室1・2

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 平成29年度の野田市公契約条例の運用状況について（報告）

- ① 適用件数及び適用労働者数
- ② 工事に係る賃金の支払状況
- ③ 継続中の長期継続契約及び指定管理協定の対応状況
- ④ 賃金条項型の公契約条例の制定状況

(2) 平成30年度の最低賃金を踏まえた最低額について

3 閉 会

I 平成29年度の野田市公契約条例の運用状況について（報告）

1 適用件数及び適用労働者数

(1) 適用件数

平成29年度に賃金の支払いがあった契約等の件数は、工事請負契約35件、業務委託契約22件、指定管理協定37件の合計94件となっており、水道事業の業務委託契約が本格施行となった。

□表1 公契約条例の適用件数

（単位：件）

区分 / 年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
工事請負契約	市	条例適用	2	3	19	21	22	21	26	24
		第15条適用（賃金評価）	6	5	1	3	5	適用外		
	水道事業	条例適用	適用外				3	8	8	11
		第15条適用（賃金評価）	適用外				1	適用外		
業務委託契約	市	1千万円以上	16	16	17	21	21	21	19	19
		(1) 施設の設備又は機器の運転又は管理に関する契約	9	7	7	7	6	6	6	6
		(2) 施設の設備又は機器の保守点検に関する契約	3	3	3	2	3	3	3	3
		(3) 施設の清掃に関する契約	4	3	3	3	3	3	2	2
		(4) 施設の電話交換、受付及び案内に関する契約	適用外	1	1	1	1	1	1	1
		(5) 施設の警備及び駐車場の整理に関する契約	適用外	1	1	1	1	1	1	1
		(6) 野田市文化会館の舞台の設備及び機器の運転に関する契約	(1)に区分	1	1	1	1	1	指定管理へ移行	
		(7) 不燃物の処理施設の設備及び機器の運転その他の管理に関する契約	適用外		1	1	1	1	1	1
		(8) 学校給食の調理及び運搬に関する契約	適用外			5	5	5	5	5
	1千万円未満で市長が特別に定める契約	適用外	1	1	1	1	1	1	1	
水道事業		適用外		試行					2	
指定管理協定	条例適用	適用外			4	15	21	23	36	
	第15条適用（賃金評価）	3	5	20	20	18	14	14	1	
年度別合計		27	30	58	70	86	86	91	94	

(2) 適用労働者数

① 全体

平成 29 年度に賃金の支払いを受けた労働者数は、工事請負契約 712 人、業務委託契約 541 人、指定管理協定 694 人の合計 1,947 人となっており、24 年から 2 千人前後で推移している。

□表2 公契約条例の適用労働者数

(単位：人)

区分／年度	22	23	24	25	26	27	28	29
工 事	208	587	1,389	1,146	1,089	856	792	712
業 務 委 託	221	198	275	508	502	498	468	541
指 定 管 理	56	161	404	478	580	629	699	694
合 計	485	946	2,068	2,132	2,171	1,983	1,959	1,947

2 工事に係る賃金の支払状況

平成 29 年度の公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）が適用される工事を対象に賃金の支払状況を確認した。

(1) 対象の工事

次の工事に従事した 221 人の労働者を対象にした。

種 別	件 名	担当課	人 数
土木一式	船形吉春線道路改良工事(その1)	道路建設課	15 人
建築一式	野田市立北部学童保育所新築工事	営繕課	41 人
建築一式	野田市いちいのホール空調設備改修工事	営繕課	48 人
土木一式	七光台幹線管渠築造工事(1工区)	下水道課	15 人
機械器具設置	清掃工場機械修繕及び1号炉減温装置修繕工事	清掃第一課	15 人
土木一式	排水路改修工事	愛宕事務所	17 人
建築一式	野田市保健センター耐震補強等工事	営繕課	15 人
土木一式	枝線管渠布設工事(29-8工区)	下水道課	16 人
土木一式	五駄沼1号幹線管渠築造工事(3工区)	下水道課	16 人
土木一式	準用河川改修工事	管理課	23 人
適用者数			221 人

(2) 調査の結果

① 工事全体

労務単価の 85%以上 90%未満の支払率は、全体の労働者の半数に近い 48.42%となっており、28 年度と比較して 8.02%上昇した。

労務単価から見た支払いの割合	人 数	率 (28 年度との比較)
85%以上 90%未満	107 人	48.42% (+8.02%)
90%以上 100%未満	52 人	23.53% (-0.38%)
100%以上	62 人	28.05% (-7.64%)

② 工事の種別ごと

※()内は 28 年度との比較

ア 土木一式【5ページ 表3参照】

対象工事 6 件において 102 人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上 90%未満の者が半数以上の 54% (−3%)、90%以上 100%未満が 17% (±0%)、100%以上が 29% (+3%) となっている。

職種では、電工及び交通誘導員 B が全て 85%以上 90%未満である。

イ 建築一式【6ページ 表4参照】

対象工事 3 件において 104 人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上 90%未満の者が 47% (+8%)、90%以上 100%未満が 28% (+2%)、100%以上が 25% (−10%) となっている。

職種では、鉄筋工、鉄骨工、塗装工、左官、板金工、内装工、保温工及び交通誘導員 B が全て 85%以上 90%未満である。

ウ その他（機械器具設置）【8ページ 表5参照】

対象工事 1 件において 15 人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上 90%未満の者が 20% (−4%)、90%以上 100%未満が 40% (+18%)、100%以上が 40% (−14%) となっている。

□表3 土木一式

労働者			賃 金		
職 種	人 数	割 合	区 分	人 数	割 合
特殊作業員	8 人	8%	85%以上 90%未満	6 人	75%
			90%以上 100%未満	2 人	25%
			100%以上	0 人	0%
普通作業員	34 人	33%	85%以上 90%未満	15 人	44%
			90%以上 100%未満	8 人	24%
			100%以上	11 人	32%
軽作業員	22 人	22%	85%以上 90%未満	3 人	14%
			90%以上 100%未満	5 人	23%
			100%以上	14 人	64%
電 工	2 人	2%	85%以上 90%未満	2 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
特殊運転手	5 人	5%	85%以上 90%未満	3 人	60%
			90%以上 100%未満	2 人	40%
			100%以上	0 人	0%
土木一般 世話役	8 人	8%	85%以上 90%未満	3 人	38%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	5 人	63%
交通誘導員 B	23 人	23%	85%以上 90%未満	23 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
合 計	102 人	100%	85%以上 90%未満	55 人	54%
			90%以上 100%未満	17 人	17%
			100%以上	30 人	29%

□表4 建築一式

労働者			賃 金		
職 種	人 数	割 合	区 分	人 数	割 合
特殊作業員	1 人	1%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	1 人	100%
			100%以上	0 人	0%
普通作業員	34 人	33%	85%以上 90%未満	7 人	21%
			90%以上 100%未満	13 人	38%
			100%以上	14 人	41%
軽作業員	11 人	11%	85%以上 90%未満	2 人	18%
			90%以上 100%未満	6 人	55%
			100%以上	3 人	27%
造園工	2 人	2%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	1 人	50%
			100%以上	1 人	50%
とび工	14 人	13%	85%以上 90%未満	12 人	86%
			90%以上 100%未満	2 人	14%
			100%以上	0 人	0%
電工	3 人	3%	85%以上 90%未満	1 人	33%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	2 人	67%
鉄筋工	2 人	2%	85%以上 90%未満	2 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
鉄骨工	6 人	6%	85%以上 90%未満	6 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
塗装工	1 人	1%	85%以上 90%未満	1 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
土木一般 世話役	4 人	4%	85%以上 90%未満	2 人	50%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	2 人	50%
型わく工	6 人	6%	85%以上 90%未満	2 人	33%
			90%以上 100%未満	4 人	67%
			100%以上	0 人	0%
左官	1 人	1%	85%以上 90%未満	1 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
配管工	4 人	4%	85%以上 90%未満	2 人	50%
			90%以上 100%未満	2 人	50%
			100%以上	0 人	0%

防水工	2 人	2%	85%以上 90%未滿	0 人	0%
			90%以上 100%未滿	0 人	0%
			100%以上	2 人	100%
板金工	2 人	2%	85%以上 90%未滿	2 人	100%
			90%以上 100%未滿	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
内装工	6 人	6%	85%以上 90%未滿	6 人	100%
			90%以上 100%未滿	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
建具工	2 人	2%	85%以上 90%未滿	0 人	0%
			90%以上 100%未滿	0 人	0%
			100%以上	2 人	100%
保温工	2 人	2%	85%以上 90%未滿	2 人	100%
			90%以上 100%未滿	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
交通誘導員 B	1 人	1%	85%以上 90%未滿	1 人	100%
			90%以上 100%未滿	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
合 計	104 人	100%	85%以上 90%未滿	49 人	47%
			90%以上 100%未滿	29 人	28%
			100%以上	26 人	25%

□表5 その他(機械器具設置)

労働者			賃 金		
職 種	人 数	割 合	区 分	人 数	割 合
普通作業員	3 人	20%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	1 人	33%
			100%以上	2 人	67%
軽作業員	10 人	67%	85%以上 90%未満	3 人	30%
			90%以上 100%未満	5 人	50%
			100%以上	2 人	20%
機械設備 据付工	2 人	13%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	2 人	100%
合 計	15 人	100%	85%以上 90%未満	3 人	20%
			90%以上 100%未満	6 人	40%
			100%以上	6 人	40%

3 継続中の長期継続契約及び指定管理協定の対応状況

(1) 平成 29 年度の審議会での審議結果

長期継続契約及び指定管理協定の期間中における最低額は、原則、契約及び基本協定の締結時点での最低額が適用され、期間中に最低額が最低賃金を下回れば、自ずと最低賃金が適用されることから、そのおそれが生じた場合、最低賃金を上回る最新の最低額で対応できるよう事業者と協議を進めたいとした。

(2) 審議結果を踏まえた対応

施設の清掃業務等の職種において、平成 30 年度の最低額 919 円を適用しなかった場合、最低賃金の適用が予測された 25 件（長期継続契約 5 件、指定管理協定 20 件）について事業者と協議を進めた。

その結果、事業者との合意が図られた 23 件は、30 年度の最低額を適用した。

なお、他の職場への影響や給与バランスを懸念する 2 件については適用を見送った。

《参考》

○ 新たに協定を締結した指定管理協定等での対応

平成 30 年度に指定管理協定を締結した 2 件については、基本協定書の仕様書において「当該年度の最低額を次年度の予測最低賃金と比較して 10 円を割り込んだ場合は、当該年度の最低額に当該年度の最低賃金の前年度からの上昇率を乗じて得た額を最低額とする」旨を記載して対応した。

なお、30 年度に長期継続契約を締結した 2 件については、最低額が最低賃金を大幅に上回る職種であったことから、指定管理協定でとった対応は行っていない。

4 賃金条項型の公契約条例の制定状況

本市の公契約条例と同様に、法定最低賃金を上回る賃金の下限額を設定している賃金条項型の条例を施行している自治体は、昨年度の第1回審議会において、本市を含めて19団体あることを報告しましたが、本年10月1日に新たに東京都の目黒区と日野市の2団体の条例が施行され21団体となった。

□表6 目黒区と日野市が制定した条例の内容

区分／自治体		目黒区	日野市
公布日		平成29年12月7日	平成30年3月31日
施行日		平成30年10月1日	平成30年10月1日
適用範囲	工事	予定価格5,000万円以上	予定価格1億円以上
	業務委託	予定価格1,000万円以上 ・施設の総合的な管理 ・給食調理 ※職種別賃金の設定無し	適用無し
	指定管理	目黒区立中目黒保育園ほか 25施設（全体108施設中）	適用無し

目黒区においては、工事、業務委託、指定管理で適用されているが、業務委託において職種別賃金は採用されていない。また、日野市においては、工事のみを適用している状況であり、本市においては、引き続きハードルを上げない運用が望まれるところである。

(2) 全国加重平均

30年度の全国加重平均は、874円（29年度848円）となり、額にして26円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった14年度以降最大の引上げとなった。

なお、引上げ率では、3.07%となっており、今後、3%ずつ上昇した場合、35年10月に全国加重平均が1,000円に到達する見込みである。

最高額（東京都985円）と最低額（鹿児島県761円）の比率は77.3%、また、引上げ額の最高（27円）と最低（24円）の差は、29年度の4円から3円に縮小した。

□表8 千葉県の最低賃金と全国加重平均の推移

内容 / 年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
千葉県の最低賃金	798円	817円	842円	868円	895円
同 上昇額	—	19円	25円	26円	27円
同 上昇率	—	2.38%	3.06%	3.09%	3.11%
全国加重平均	780円	798円	823円	848円	874円
同 上昇額	—	18円	25円	25円	26円
同 上昇率	—	2.31%	3.13%	3.04%	3.07%

3 平成31年度の最低額の考え方

(1) 想定し得る条件

① 最低賃金の上昇率と期間

平成27年度に国の掲げた目標のとおり、上昇率は、全国加重平均及び千葉県ともに、28年度から3%台で推移しており、今後も毎年度3%ずつ上昇すると考え、全国加重平均が1,000円に到達する時期を35年度に想定した。

② 最低賃金の上昇率を反映する条件

30年度の最低額を設定するに当たり、市職員の給与を勘案する職種のうち29年度の最低額が1,000円までの職種に最低賃金の上昇率を反

映させたことから、これを踏襲した。

(2) 想定が困難なもの

最低賃金が国の目標どおりに推移する中、市職員の給与を始めとして、法人の給与などのその他の基準については、今後の動向が不透明であることから安易に想定することを避けた。

(3) 31年度の最低額の考え方

想定し得る条件の下で、最低賃金と最低額の比較を表9で示した。

この結果、31年度には、最低額が最低賃金に逆転される職種は発生しなかった。

このことから、複数年の想定が難しい中ではあるが、長期継続契約や指定管理協定については、29年度の運用の対応状況で報告のとおり30年度以降も引き続き対応することとあわせ、31年度の最低額については、次のように対応したいと考える。

① 最低賃金の上昇率を継続する職種

引き続き、30年度の最低額が1,000円を超えない施設の清掃業務、事務員については、最低賃金の上昇率を反映させることにしたい。

② 最低賃金の上昇率から元の基準に戻す職種

給食配送員については、30年度の最低額が1,031円に達し、直近上位の栄養士との間差額も29年度の59円から30年度の34円に縮小することから、当該職種の31年度の最低額は、30年度の最低額に市の職員の上昇率（29年度から30年度への上昇率0.7%）を反映することにした。

なお、今回は、千葉県最低賃金の上昇率を反映させる職種以外は、31年度以降の最低額を予測困難としたことから、今後は、特に介護職員や施設の電話交換の職種を始めとして、職種間の間差額が課題となってくることから、最低賃金や他の最低額の基準の動向を注視していきたい。

□表9 最低賃金と最低額との比較表

〈凡例〉 最低賃金▶上段：最低賃金 中段：対前年度上昇額 下段：対前年度上昇率
 最低額▶上段：最低額 中段：最低賃金との間差額 下段：対前年度上昇率

職種 / 年度		29	30	31	32	33	34	35	
最低賃金	千葉県	868	895	922	950	979	1,009	1,040	
		+26円	+27円	+27円	+28円	+29円	+30円	+31円	
		3.09%	3.11%	3%					
	全国加重平均	848	874	901	929	957	986	1,016	
+25円		+26円	+27円	+28円	+28円	+29円	+30円		
3.04%		3.07%	3%						
最低額	施設の清掃業務、 除草作業員、 調理員等	891	919	948	977	1,007	※職員の給与 が予測困難な ため		
		+23円	+24円	+26円	+27円	+28円			
		—	3.09%	3.11%	3%				
	介護職員、 生活支援員等	938	938	※法人の給与が予測困難なため					
		+70円	+43円						
		—	0%						
	事務員、 コンピューター指導員等	968	998	1,030	※職員の給与が予測困難なため				
		+100円	+103円	+108円					
		—	3.09%	3.11%					
	施設の電話交換、 受付及び案内業務	1,000	1,000	※実際の賃金水準が予測困難なため					
		+132円	+105円						
		—	0%						
	給食配送員、 運転士	1,000	1,031	1,039	※職員の給与が予測困難なため				
		+132円	+136円	+117円					
		—	3.09%	0.70%					
	栄養士、 保育士	1,059	1,065	※職員の給与が予測困難なため					
+191円		+170円							
—		0.57%							
看護師、 機能訓練指導員	1,113	1,120	※職員の給与が予測困難なため						
	+245円	+225円							
	—	0.63%							
施設の警備 及び駐車場整理業務	1,140	1,150	※建築保全労務単価が予測困難なため						
	+272円	+255円							
	—	0.88%							
学芸員、 生活指導員、 図書館従事業務者	1,167	1,173	※職員の給与が予測困難なため						
	+299円	+278円							
	—	0.51%							
介護支援専門員	1,339	1,341	※職員の給与が予測困難なため						
	+471円	+446円							
	—	0.15%							
設備の運転管理 及び保守点検業務	1,540	1,570	※建築保全労務単価が予測困難なため						
	+672円	+675円							
	—	1.95%							

市長が定める賃金の最低額（工事又は製造の請負の契約）

H22からH24まで：公共工事設計労務単価の80%以上

H25以後：同単価の85%以上

（円/時間）

職種	H22	H23	H24	H25	H26.2	H26.4	H27.2	H28.2	H29.3	H30.3
1 特殊作業員	1,680	1,650	1,630	2,040	2,232	2,232	2,274	2,359	2,349	2,412
2 普通作業員	1,330	1,360	1,340	1,743	1,839	1,839	1,924	1,987	1,977	2,030
3 軽作業員	1,030	1,010	1,030	1,297	1,371	1,371	1,392	1,445	1,435	1,477
4 造園工	1,560	1,600	1,570	1,987	2,094	2,094	2,136	2,115	2,136	2,210
5 法面工	1,620	1,650	1,750	2,210	2,391	2,391	2,465	2,550	2,593	2,635
6 とび工	1,730	1,770	1,870	2,359	2,550	2,550	2,635	2,731	2,784	2,837
7 石工	1,930	1,890	1,940	2,455	2,582	2,582	2,625	2,593	2,752	2,859
8 ブロック工	1,940	1,910	1,880	2,285	2,402	2,402	2,465	2,391	2,540	2,635
9 電工	1,790	1,820	1,830	2,189	2,285	2,285	2,285	2,264	2,306	2,359
10 鉄筋工	1,800	1,840	1,900	2,391	2,593	2,593	2,678	2,774	2,827	2,880
11 鉄骨工	1,690	1,650	1,690	2,136	2,317	2,317	2,391	2,476	2,519	2,561
12 塗装工	1,710	1,710	1,820	2,295	2,487	2,487	2,572	2,667	2,710	2,763
13 溶接工	1,840	1,880	1,930	2,434	2,635	2,635	2,720	2,816	2,869	2,922
14 特殊運転手	1,640	1,650	1,680	2,115	2,221	2,221	2,264	2,349	2,338	2,402
15 一般運転手	1,550	1,520	1,510	1,892	1,987	1,987	2,019	2,094	2,083	2,136
16 潜かん工	適用外	2,060	2,070	2,540	2,752	2,752	2,827	2,975	3,029	3,082
17 潜かん世話役	適用外	2,450	2,460	3,018	3,252	3,252	3,347	3,517	3,581	3,645
18 さく岩工	1,710	1,750	1,830	2,306	2,497	2,497	2,593	2,816	2,869	2,922
19 トンネル特殊工	1,840	1,850	1,910	2,412	2,614	2,614	2,699	2,795	2,848	3,050
20 トンネル作業員	1,580	1,540	1,640	2,062	2,232	2,232	2,317	2,412	2,455	2,497
21 トンネル世話役	2,040	2,050	2,160	2,731	2,954	2,954	3,050	3,177	3,230	3,358
22 橋りょう特殊工	2,010	1,970	2,020	2,540	2,795	2,795	2,890	2,997	3,050	3,103
23 橋りょう塗装工	2,130	2,050	2,100	2,646	2,859	2,859	2,965	3,092	3,145	3,199
24 橋りょう世話役	2,280	2,230	2,290	2,890	3,135	3,135	3,241	3,358	3,422	3,485
25 土木一般世話役	1,840	1,800	1,860	2,264	2,380	2,380	2,412	2,380	2,412	2,497
26 高級船員	適用外	2,300	2,260	2,752	2,890	2,890	2,933	2,901	2,933	3,039
27 普通船員		1,780	1,760	2,147	2,264	2,264	2,306	2,285	2,317	2,402
28 潜水士		2,630	2,700	3,400	3,677	3,677	3,794	3,932	4,006	4,080
29 潜水連絡員		1,850	1,910	2,412	2,614	2,614	2,699	2,795	2,848	2,901
30 潜水送気員		1,850	1,910	2,412	2,614	2,614	2,699	2,795	2,848	2,901
31 山林砂防工		1,980	1,990	2,519	2,657	2,657	2,710	2,678	2,710	2,805
32 軌道工		2,950	3,020	3,210	4,049	4,389	4,389	4,537	4,697	4,782
33 型わく工	1,660	1,660	1,700	2,147	2,327	2,327	2,402	2,487	2,529	2,572
34 大工	1,910	1,870	1,930	2,434	2,635	2,635	2,710	2,540	2,582	2,625
35 左官	1,760	1,730	1,780	2,338	2,529	2,529	2,614	2,710	2,752	2,805
36 配管工	1,820	1,780	1,710	2,051	2,147	2,147	2,179	2,157	2,200	2,253
37 はつり工	1,620	1,580	1,680	2,200	2,380	2,380	2,391	2,487	2,529	2,572
38 防水工	1,710	1,750	1,880	2,465	2,678	2,678	2,763	2,869	2,922	2,975
39 板金工	1,700	1,740	1,820	2,380	2,572	2,572	2,657	2,752	2,805	2,859
40 タイル工	1,820	1,780	1,830	2,306	2,497	2,497	2,561	2,253	2,295	2,349
41 サッシ工	1,680	1,650	1,690	2,189	2,370	2,370	2,444	2,529	2,572	2,614
42 屋根ふき工	1,620	1,610	1,590	1,977	2,115	2,115	2,210	2,317	2,391	2,465
43 内装工	1,740	1,710	1,750	2,264	2,444	2,444	2,625	2,720	2,763	2,816
44 ガラス工	1,640	1,630	1,660	2,104	2,285	2,285	2,370	2,465	2,508	2,550
45 建具工	1,560	1,560	1,870	2,359	2,455	2,455	2,317	2,412	2,455	2,497
46 ダクト工	1,570	1,600	1,580	1,966	2,147	2,147	2,147	2,125	2,168	2,221
47 保温工	1,740	1,680	1,650	1,966	2,125	2,125	2,200	2,189	2,232	2,285
48 建築ブロック工	1,700	1,660	1,690	2,136	2,264	2,264	2,349	2,465	2,370	2,423
49 設備機械工	1,820	1,770	1,700	2,125	2,232	2,232	2,242	2,221	2,264	2,317
50 交通誘導員A	910	920	920	1,148	1,297	1,297	1,339	1,392	1,424	1,456
51 交通誘導員B	850	860	840	1,042	1,137	1,137	1,159	1,212	1,233	1,265
51職種平均	1,722	1,777	1,818	2,285	2,455	2,455	2,520	2,579	2,622	2,684

市長が定める賃金の最低額（工事又は製造の請負の契約）

（円/時間）

職種		H22	H23	H24	H25	H26.2	H26.4	H27.2	H28.2	H29.3	H30.3
52	電気通信技術者	適用外	2,650	2,680	2,869	2,869	2,880	2,997	3,071	3,103	3,188
53	電気通信技術員		1,830	1,840	1,966	1,966	1,977	2,019	2,062	2,083	2,147
54	製作工（橋梁）		2,240	2,450	2,689	2,752	2,752	2,784	2,805	2,859	2,859
55	機械工		1,880	1,930	2,434	2,635	2,635	2,720	2,816	2,869	2,922
56	助手		1,360	1,340	1,743	1,839	1,839	1,924	1,987	1,977	2,030
57	船団長		2,300	2,260	2,752	2,890	2,890	2,933	2,901	2,933	3,039
58	潜水世話役		2,630	2,700	3,400	3,677	3,677	3,794	3,932	4,006	4,080
59	船夫		1,780	1,760	2,147	2,264	2,264				
60	機械設備製作工		2,270	2,260	2,402	2,402	2,402	2,423	2,423	2,465	2,540
61	機械設備据付工		1,960	1,950	2,104	2,147	2,147	2,147	2,147	2,179	2,232
61職種平均			1,828	1,867	2,312	2,469	2,470	2,538	2,594	2,636	2,698

市長が定める賃金の最低額（業務委託契約）

(円/時間)

業種・職種		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	算出根拠
設備の運転管理及び保守点検業務		829	1,480	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	H22年度→市労務職（用務員）18歳初任給を勘案 H23年度以降→建築保全労務単価・東京地区・保全技術員補の80%
施設の清掃業務		829	829	829	829	829	850	882	891	919	市労務職（用務員）18歳初任給を勘案
施設の電話交換、受付及び案内業務		適用外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	実際の賃金水準を勘案
施設の警備及び駐車場整理業務		適用外	950	1,010	1,090	1,120	1,130	1,130	1,140	1,150	H23年度以降→建築保全労務単価・東京地区・警備員Cの80%
野田市文化会館の舞台の設備又は機器の運転業務		829	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	適用外			H22年度→市労務職（用務員）18歳初任給を勘案 H23年度以降→実際の賃金水準を勘案
不燃物処理施設運転管理業務	事務員補助	適用外		830	830	830	850	882	891	919	市臨時職員の賃金単価
	プラント保安要員	適用外		1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	建築保全労務単価・東京地区・保全技術員補の80%
	中央操作員	適用外		1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	建築保全労務単価・東京地区・保全技術員補の80%
	重機オペレータ	適用外		1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	建築保全労務単価・東京地区・保全技術員補の80%
	計量業務員	適用外		830	830	830	850	882	891	919	市臨時職員の賃金単価
	プラットフォーム作業員	適用外		1,010	1,090	1,120	1,130	1,130	1,140	1,150	建築保全労務単価・東京地区・警備員Cの80%
	手選別作業員	適用外		848	848	860	938	938	938	938	指定管理者施設において定める生活支援員及び職業指導員の額
	手選別作業員（障がい者等）	適用外		756	777	798	817	817	842	868	千葉県最低賃金
	清掃作業員	適用外		829	829	829	849	882	891	919	市労務職（用務員）18歳初任給を勘案
	除草作業員	適用外		829	829	829	849	882	891	919	市労務職（用務員）18歳初任給を勘案
学校給食関連業務	給食調理員	適用外			829	829	849	882	891	919	市調理員初任給を勘案
	給食配膳員	適用外			829	829	849	882	891	919	市調理員初任給を勘案
	給食配送員（運搬員）	適用外			935	935	957	991	1,000	1,031	市自動車運転手（19歳）初任給を勘案
	給食設備管理員	適用外			1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	建築保全労務単価・東京地区・保全技術員補の80%

市長が定める賃金の最低額（指定管理協定） ※職種五十音順

(円/時間)

職種	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	算出根拠
受付等事務補助員 (事務補助)	829	830	830	830	830	850	882	891	919	H22：市労務職初任給を勘案 H23～：市臨時職員（事務補助） 賃金単価
運転士	適用外	適用外	935	935	935	957	991	1,000	1,031	市技能職初任給
栄養士	適用外	適用外	991	991	991	1,013	1,049	1,059	1,065	市栄養士初任給
介護支援専門員	適用外	適用外	適用外	適用外	1,235	1,334	1,339	1,339	1,341	市臨時職員（介護支援専門員） 賃金単価
介護職員	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	H26：社会福祉法人は一とふる短 大卒初任給を勘案 H27～：社会福祉法人野田みどり 会高校卒初任給を勘案
学芸員	適用外	適用外	1,096	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	市一般行政職（上級）初任給
学芸員補助員	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	市臨時職員（事務補助）賃金単 価
火葬業務	829	829	829	829	912	933	965	975	981	H22～25：市労務職初任給 H26～：市労務職初任給に近隣の 斎場で支給されている特動手当 を加算した額
看護師	829	1,031	1,031	1,031	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	H22：市労務職初任給 H23～：市看護師初任給
看護師（准看護師を含 む）	適用外	適用外	1,031	1,031	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	市看護師初任給
機能訓練指導員	適用外	適用外	適用外	適用外	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	市看護師初任給
コミュニティ会館業務 従事者	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	市臨時職員（事務補助）賃金単 価
コンピュータ指導員	適用外	919	919	919	919	924	958	968	998	市一般行政職（初級）初任給
支援員	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	H26：社会福祉法人は一とふる短 大卒初任給 H27～：社会福祉法人野田みどり 会高校卒初任給
施設の維持管理事務員 (事務員)	829	919	919	919	919	924	958	968	998	H22：市労務職初任給 H23～：市一般行政職（初級）初 任給
自転車等駐車場管理業 務	適用外	適用外	適用外	適用外	829	849	882	891	919	市労務職初任給
児童指導員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,013	1,049	1,059	1,065	市一般行政職（中級）初任給
職業指導員	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	H26：社会福祉法人は一とふる短 大卒初任給 H27～：社会福祉法人野田みどり 会高校卒初任給
資料整理員	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	市臨時職員（事務補助）賃金単 価
水泳場管理業務	829	919	919	919	919	924	958	968	998	H22：市労務職初任給 H23～：市一般行政職（初級）初 任給
水泳場救助員・監視員	829	830	830	830	830	850	882	891	919	H22：市労務職初任給 H23～：市臨時職員（事務補助） 賃金単価
生活支援員	適用外	適用外	848	848	860	938	938	938	938	H24～25、H27～：社会福祉法人 野田みどり会高校卒初任給 H26：社会福祉法人は一とふる短 大卒初任給
生活支援員補助	適用外	適用外	830	830	830	850	882	895	919	市臨時職員（生活作業員補助） 賃金単価
生活相談員	適用外	適用外	適用外	適用外	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	市一般行政職（上級）初任給
清掃業務	829	829	829	829	829	850	882	891	919	市労務職初任給
設備の運転管理及び保 守点検業務	適用外	1,480	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	建築保全業務労務単価・東京地 区・保全技術員補の80%
相談支援専門員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,013	1,049	1,059	1,065	市一般行政職（中級）初任給
駐車場整理業務	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	882	891	919	市労務職初任給
駐輪場整理業務	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	882	891	919	市労務職初任給
調理員	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	市労務職初任給
店長	適用外	適用外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,100	実際の賃金水準
図書館業務従事者	適用外	適用外	1,096	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	市一般行政職（上級）初任給
トレーニング室トレー ナー	829	919	919	919	919	924	958	968	998	H22：市労務職初任給 H23～：市一般行政職（初級）初 任給
販売員	適用外	適用外	850	850	850	850	850	850	919	実際の賃金水準
舞台機器操作業務	適用外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	実際の賃金水準
保育士	適用外	適用外	991	991	991	1,013	1,049	1,059	1,065	市保育士初任給
訪問支援員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,013	1,049	1,059	1,065	市一般行政職（中級）初任給
保健師	適用外	適用外	適用外	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	市保健師初任給
夜間管理業務	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	市労務職初任給
事務員	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	市労務職初任給